

日本植民地期台湾における仮名遣い問題

—公学校用「国語」教科書の仮名遣いをめぐって—

合津美穂

1. はじめに

日本が台湾を領有した 1895 (明治 28) 年、この頃、日本内地では「標準」とすべき「国語」が未だ確立されてはいなかった。そのようななか、日本は植民地となった台湾において日本語を台湾の人々の「国語」として位置づけ、普及しようとした。そのため、台湾の人々に教授すべき「国語」について様々な議論、実践が重ねられることとなった。本稿はこれらの問題のうち、仮名遣いに焦点を当てるものである。

近年、植民地期初期の台湾での日本語研究に関する研究が進められてきた。仮名遣いに関しては、台湾総督府編纂の日本語教授資料について検討した研究(中田 2002a、中田 2002b)のほか、表音的仮名遣いである「記音仮名説」を提唱した小川尚義に関する研究(富田 1998、中田 2003、蔡 2007、林 2010、中澤 2014 等)が多いことが特徴として挙げられる。

一方、初期以降の仮名遣いについては、管見の限りではまとまった研究はない。このような研究状況となっているのは、漢族系台湾人児童向けの公学校用「国語」教科書(以下、台湾読本とする)が、明治期に刊行された第一期台湾読本では表音的仮名遣いであったのが、大正期の第二期台湾読本になると、日本人児童向けの小学校用「国語」教科書(以下、国定読本とする)に倣って歴史的仮名遣いへと移行したことで、研究者から特に関心を持たれることがなかったからであろう。しかしながら、明治期の台湾読本に表音的仮名遣いが採用されたのが「今日本国人ノ間ニ行ハルヽ如キ、鶴的ノ仮名遣ヲ教フルニ於テハ、彼等ヲシテ其帰着スル所ヲ知ラザラシムルノミナラズ、無用ノ労力ノ為メニ、大ニ受教ノ勢力ヲ消耗セシムルノミニシテ、一ノ良結果ヲ得ル見込ナキコト、実ニ火ヲ睹ルヨリ明ナリトイフベシ」¹⁾という理由であったのなら、歴史的仮名遣いが導入された大正期以降の教育現場では様々な混乱が生じていたはずである。当時の具体的な教育現場の声を掘り起こし、その内容を検討することは、言語政策史、日本語教育史研究の観点からも意義あることだと考える。

本稿では、内地の仮名遣い改革および国定読本との関係性にも触れながら、台湾読本の仮名遣いを通時的に整理する。そして、教育雑誌『台湾教育会雑誌』および『台湾教育』に掲載された論考を史料として、現場の教師たちが仮名遣いに関してどのような問題を抱え、どう認識していたのか、明らかにしていきたい。

2. 内地における仮名遣い改革と国定読本の仮名遣い

本稿の議論に関わる内地の仮名遣い改革の概略をまとめておきたい²⁾。

1872 (明治 5) 年 8 月の「学制」の公布により日本の近代的学校制度の基礎が築かれると、教科書に採用する「国語」をめぐる様々な議論が交わされるようになる。明治 30 年代に入ると、国語問題の解決が教育界をはじめ各方面から強く要望され、1900 (明治 33) 年 8 月、文部省は省令第 14 号小学校令施行規則により小学校教育に用いる表音的な字音仮名遣いの新定、仮名と仮名字体の統一、漢字の範囲の設定などを行った。この表音的な字音仮名遣いは翌 1901 年 4 月から小学校教育で実施されたが、国語仮名遣いとの関係、長音を書き表す場合の「ー」の使用、中等教育や一般社会における仮名遣いとの関係などが問題となった。そこで文部省は 1905 (明治 38) 年に国語仮名遣いをも表音的なものに改定する「国語仮名遣改定案」を作成して国語調査委員会 (1902 年 3 月設置)、高等教育会議等に諮問、更に 1908 (明治 41) 年には「仮名遣ノ件」を臨時仮名遣調査委員会 (1908 年 5 月設置) に諮問するなどして対策に努力した。しかし、最終的な意見の一致が得られないまま、同年、文部省令第 26 号により、小学校教育で実施されてきた表音的字音仮名遣いが廃止されることとなった。そして、1910 (明治 43) 年度から使用された第二期国定読本では、字音、国語とも歴史的仮名遣いが用いられた。

1924 (大正 13) 年 12 月、臨時国語調査会 (1921 年設置) が表音的仮名遣いである「仮名遣改定案」を発表した。文部省はこの仮名遣いを 1933 (昭和 8) 年度から使用の第四期国定読本に採用する方針だったが、世論の反対等もあり採用を見送った³⁾。

1942 (昭和 17) 年 7 月、国語審議会 (1934 年設置) が文部大臣に表音的な字音仮名遣いである「新字音仮名遣表」を答申した。答申を受けた文部省はこれを閣議に諮るために各省庁に意見を聞くなどしたが、結局この案も実施されるに至らなかった。

表 1 は以上の仮名遣い改革を背景として編まれた国定読本とその仮名遣いである。

期	初版発行年	名称	巻数	仮名遣い
1	1903-1904 (明治 36-37)	尋常小学読本	巻 1-8	字音のみ表音的
2	1909-1910 (明治 42-43)	尋常小学読本	巻 1-12	歴史的
3	1917-1923 (大正 6-12)	尋常小学国語読本	巻 1-12	歴史的
4	1932-1938 (昭和 7-13)	小学国語読本尋常科用	巻 1-12	歴史的
5	1941 (昭 16)	ヨミカタ、よみかた	1-4	歴史的
	1942-1943 (昭和 17-18)	初等科国語	1-8	歴史的

表 1 国定読本とその仮名遣い

第一期国定読本に採用された表音的な字音仮名遣いの特色は、下のとおりである⁴⁾。

- ① 適用を小学校教育だけに限り、中等教育や一般教育には及ぼさない。
- ② 改定を字音仮名遣いだけに限り、国語仮名遣いには及ぼさない。

- ③ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。
- ④ 「くゑ、ぐゑ」（「券、源」などを古く「券、^{くゑん}源」などと書き表したことがあった。）は「け、げ」とする。
- ⑤ 「くわ、ぐわ」と「か、が」、「ち、づ」と「じ、ず」の区別を廃して、「か、が」「じ、ず」に統一する。ただし従来^の慣例に従ってもよい。
- ⑥ 拗音を書き表すには、「や、ゆ、よ」を右側下に細書する。
- ⑦ 長音を書き表すには、「ー」を用いる。（例「太郎」「勉強^{べんきょう}」）
- ⑧ 撥音の「む」は「ん」とする。

この仮名遣いが第二期国定読本より廃されることとなったのは、「未ダ社会ニ慣用セラレザル発音表記法ヲ国定読本ニ用フルヲ穩当ナラズト認メタル」⁵⁾からだった。ただし、児童の学習負担に配慮して「編纂者ハ仮名書ノ多カルベキ初学年級ニ於テハ、成ルベク字音ノ語ヲ用フルヲ避ケテ、教授者・被教授者ヲシテ、トモニ無用ノ労カヲ費サザラシメンコトヲ期セリ」⁶⁾との方針で編纂された。この方針は第三期国定読本にも受け継がれた。

第四期国定読本は表音的仮名遣いの採用が見送られ、歴史的仮名遣いによって編纂されたが、「児童の負担を軽減するために、低学年に於ては促音を表すツ、及び拗音を表すヤ・ユ・ヨは右傍に小書し、又コクキ（国旗）・ガクコウ（学校）の如きをコッキ・ガツカウの如く書く」⁷⁾といった配慮がなされた。

第五期国定読本においては「カナヅカヒの指導に際し特に重視すべきは、それが我が国語の法則に関係し、随つて広く国民生活・国民感情にまで喰入つてゐる部分であつて、児童にとつて将来漢字の中にかくれるやうな字音ガナの如きは、大部分読ませる程度に止むべきであり、国語カナヅカヒと雖もカナ書にする習慣の少いものは、強ひてこれを穿鑿すべきではない。故にカナヅカヒの指導に当つて最も大切なのは、助詞と用言の語尾と、その他極めて少数のものに限られる」⁸⁾とされた。促音及び拗音の表記については、『初等科国語二』の最後まで右傍に小書された⁹⁾。

3. 日本植民地期台湾の「国語」教育における仮名遣い

3.1 植民地初期の教材

領有後間もなく台湾総督府民政局学務部によって様々な教材が編纂された。いくつかの教材の仮名遣いについて分析を行った中田の研究（2002a、2002b、2003）を参考にまとめると、表2のようになる。

この時期の教材の特徴は、表音的仮名遣いと歴史的仮名遣いが混在していたことである。表音的仮名遣いの導入は、中田（2003）が指摘するように実利的配慮の面が強いもので、教授上のより効果的な仮名遣いを模索しての結果とみるのが妥当であろう。ここでの模索は、第一期台湾読本の仮名遣いに結実していくことになる。

書名	発行年	仮名遣い
日本語教授書	1895 (明治 28) 年	表音的仮名遣いと歴史的仮名遣いが混在 ¹⁰⁾
新日本語言集甲号	1896 (明治 29) 年	『日本語教授書』に準じる
国語教授参考書—初学生徒教案	1896 (明治 29) 年	同上
台湾適用会話入門	1896 (明治 29) 年	感動詞「サヨーナラ」に 1 語だけ表音式がみられる
台湾適用作法教授書	1896 (明治 29) 年	「オトーサン・オカーサン・オヂーサマ・オバーサマ」の親族名称に表音式がみられる
台湾適用小学読方作文掛図教授指針	1896 (明治 29) 年	歴史的仮名遣い
台湾適用国語読本初歩上巻	1896 (明治 29) 年	歴史的仮名遣い
祝祭日略義	1899 (明治 32) 年	『日本語教授書』に準じる

表 2 植民地初期の教材とその仮名遣い

3.2 公学校用「国語」教科書（台湾読本）

1898 (明治 31) 年 7 月 28 日勅令 178 号「台湾公学校令」により、漢族系台湾人（以下、台湾人とする）児童に対する初等教育機関としての「公学校」の概要が定められた。同令第七条に「公学校ノ教科用図書ハ台湾総督ノ検定ヲ経タルモノタルヘシ」¹¹⁾と教科書の規定が示され、計五期にわたって「国語」教科書が台湾総督府により編纂・発行された。仮名遣いについては、表 3 に見るように第一期は表音的仮名遣いであったのが、第二期から歴史的仮名遣いへと変更されており、国定読本の動向と軌を一にしている。本節では、台湾読本に採用された仮名遣いの変遷についてみていく。

期	初版発行年	名称	巻数	仮名遣い
1	1901-1903 (明治 34-36)	台湾教科用書国民読本	巻 1-12	表音的
2	1913-1914 (大正 2-3)	公学校用国民読本	巻 1-12	歴史的
3	1923-1926 (大正 12-15)	公学校用国語読本第一種	巻 1-12	歴史的
4	1937-1942 (昭和 12-17)	公学校用国語読本 (第一種)	巻 1-12	歴史的
5	1942 (昭 17)	コクゴ、こくご	1-4	歴史的
	1943-1944 (昭和 18-19)	初等科国語	1-8	歴史的

表 3 台湾総督府編纂公学校用「国語」教科書とその仮名遣い

3.2.1 第一期台湾読本

第一期台湾読本は『国民読本参照仮名遣法』に示された表音的仮名遣いによって編纂されている。『国民読本参照仮名遣法』は、その緒言によれば「国民読本編修ノ際ニ当リ台湾ニ適用スベキ仮名遣ニ関シ当時囑托小川尚義ヲシテ調査セシメタルモノ」で、「本島公学校ニ於ケル国語綴方ノ標準ヲ示シ教授ノ参考ニ供センガ為メニ此書ヲ印刷ニ附」されたものである。「台湾ニ適用スベキ仮名遣」が求められたのは、「本国ニ於テ、普通学力アル人々ニヨリテ用キラレ居ル彼ノ乱脈ナル仮名遣ハ、到底其ノ儘ニ本

島人ニ教授スベキモノニアラズ。否教授スル丈ノ価値アルモノニアラズトスレバ、爰ニ其乱脈ヲ一定シテ之ヲ教授スルノ必要ヲ生ズ」¹²⁾からであった。同書が提唱したのは、発音するとおりに記すという「記音仮名法」である。この仮名遣いの概略は以下のとおりである¹³⁾。

① 助詞「ヲ、ハ、ヘ」は「オ、ワ、エ」と記す。

② 長音は「一」は用いず、一拍前の母音に従って記す。

字音：「空」は「クウ」、「急」は「キュウ」、「応」は「オオ」、「長」は「チョオ」など
 国語：「昨日」は「キノオ」、「今日」は「キョオ」、「葬ル」は「ホオムル」、「行ク」の意
 志形は「行コオ」、「大キナ」は「オオキナ」、「寂シイ」は「サビシイ」「到頭」
 は「トオトオ」、「嗚呼」は「アア」など。ハ行四段動詞の終止形、同動詞ウ列の
 韻から続くものは、「思ウ」「食ウ」等とする。

第一期国定読本も表音的仮名遣いを採用しているが、台湾読本の「記音仮名法」による仮名遣いとは異なっている。具体的には以下のようなものである¹⁴⁾。

第一期国定読本巻4第10課「そーじ」	第一期台湾読本巻6第10課「遠足 二」
はうき、ぞーきん、ちりとり と、どーぐ、いろいろ、よーいして、ほこり はらって、よく、ふいて、きれいに なる まで、そーじ を しませう。」 <中略>べんきょーしませう。」 <中略>うんどーしませう。」	この生徒 わ べんとおお すましてから、山 おおりにて、今、下の 町 え きました。町の りょおがわにわ、<中略>又、さとお屋にわ、はかりで、さとおの 目方 お、はかっている 人 があります。この生徒 わ、こゝから、きしやに のって、学校 え かえる ので ありましょお。

3.2.2 第二期台湾読本以降

1913(大正2)年1月13日、民政長官通達民学第28号により「公学校に使用せしむべき仮名遣に関する件」が發布され、第二期台湾読本の仮名遣いは歴史的仮名遣いに改められた。これ以後、第五期まで歴史的仮名遣いにより編纂されることになる。第二期台湾読本の編纂趣意書には、仮名遣いの変更について次のように記されている¹⁵⁾(下線は筆者による)。

第七節 仮名遣法

一、旧読本に於ては一切の仮名遣悉く表音的なりしを、本書は全然之を廃して国語・字音共に皆歴史的仮名遣を用ふることとせり。蓋し従来表音的仮名遣に抛りしは、一方に於ては児童学習の困難と教師習熟の如何とを慮り、他の一方に於ては、当時小学校に於ても或程度まで表音的仮名遣を用ひし事情に鑑みたるものなり。然るに爾来教育の普及上進と、小学校に於ける仮名遣の復旧とは、遂に今回革新の機運を促成するに至りしものにして、国語の統一上、社会の実用上、必然の改正なりと認む。

注目されるのは、小学校の国定読本において歴史的仮名遣いに改められたこととの関連性、および「国語の統一上、社会の実用上、必然の改正」との認識である。「国語の統一上、社会の実用上」とは、以下のような状況を示していたと思われる¹⁶⁾。

本島では公学校令発布の後、現行の国民読本が編修せられ、これには全く表音的仮名遣を採用せられることになって今日に及んで居る。然るに今日になると、本島と内地との交通は益々多くなつて来るし、国語を読むといふことも、従つて多くなつて来るので、表音的の教授をのみしておいては、甚だ不便であるとして、内地同様の仮名遣にしたいといふ意見を、抱いて居るものも少なくなかつた。

しかし、現実には台湾人児童に対して歴史的仮名遣を導入することは、難題だった。教育関係者においても、「歴史的仮名遣は、内地にあつても困難であるとせられてある。本島では、内地に比してなほ困難は多からうと思はれる。しかも公学校では、今日まで表音的仮名遣によつて教授して来て居る。之を改めて歴史的仮名遣によらしめるとすれば、その困難は愈々大となる」¹⁷⁾と懸念されていた。そのため、台湾人児童の学習負担を軽減するために、次のような編纂上の配慮がなされた¹⁸⁾。

1. 字音仮名遣いをなるべく避けるために、初めから漢字で提示する

例)「学校(ガクカウ)」、「天皇(テンワウ)」、「四方(シハウ)」などは漢字で提出

※但し課によっては提出漢字が多くなるため、最初から漢字で提示できないものもある。

例えば、「サウヂ(掃地)」、「オタンジャウ(御誕生)」など。

2. 国語仮名遣いも困難なものはなるべく出さないようにし、漢字に隠れるようにする

例)「ニホヒ」:「香」を提出 「チヒサイ」:「小サイ」を提出

「マウス」:「申ス」を提出 「ヲガハ」:「小川」を提出

「アライ」:「青イ」を提出

さらに促音と拗音の書き方は、国定読本では「ナツテ」「一シヨ」のように表記されていたが、「発音を誤り易きを考慮して」¹⁹⁾、「ナツテ」「一シヨ」のように右脇に細書された。ただし、こうした促音と拗音の表記法は、第三期台湾読本では「国定読本と其の形式を同一にする必要から直書すること」²⁰⁾に改められた。国定読本と同一形式にする必要が生じたのは、1922(大正11)年公布の「台湾教育令」により中等教育以上は日本人と台湾人の共学制となったことによる。第三期国定読本はこの教育令を受けて編纂されたものである。台湾総督府編修官加藤春城は、第三期台湾読本の編纂について次のように記している²¹⁾。

この読本は大正十一年の台湾教育令公布直後編纂に着手したから、これに順応させるため、内容形式をなるべく国定小学読本に接近させることに力めた。同令で公学校卒業生を中等学校入学

に就いて小学校卒業生と同等に見做すことになつたから、国語科に於てもこれに応ずるだけの力を養成しなければならぬ。そこで多少の無理はあつても、相当に分量を増し、程度を引上げ、漢字数の如きも国定読本と略同数にしたのである。

第四・五期台湾読本では再び細書されたが、これは第四・五期国定読本の変更に合わせたものであろう。

4. 台湾読本の仮名遣いをめぐる議論

以上のような台湾読本の仮名遣いに対して現場の教師たちが抱えた問題、認識を知る手がかりとして、当時の教育雑誌『台湾教育会雑誌』および『台湾教育』に掲載された論考がある。『台湾教育』は、1912（明治45）年1月より『台湾教育会雑誌』から名称変更されて発行されたものである。発行母体は1901（明治34）年3月設立の台湾教育会で、1898（明治31）年9月に「本島人ニ国語ヲ教授スル順序方法ヲ研究スル」ことを目的として、台湾総督府国語学校の教職員を中心として結成された国語教授研究会²²⁾を前身としている。台湾教育会の目的は「台湾教育ノ普及改進ヲ図ル」ことで、1942（昭和17）年の会員数は15,639名と、当時の台湾教育関係者の実に8、9割をカバーして決定的な影響力を持っていたとされる。『台湾教育会雑誌』はこの会の機関誌として1901（明治34）年7月に創刊され、1943（昭和18）年12月の第497号をもって廃刊されている²³⁾。

本章では両雑誌に掲載された仮名遣いに関する論考のうち、議論の応酬が複数回にわたって行われたものを取り上げる²⁴⁾。表音的仮名遣い使用期と歴史的仮名遣い使用期に分け、それぞれの時期における議論の様相を見ていきたい。

4.1 表音的仮名遣い使用期

第一期台湾読本が発行されてから数年が経過した1904（明治37）年、当時大稲埕公学校長だった前田孟雄が論説「台湾に於ける国語仮名遣法を一定するの必要なきか」を『台湾教育会雑誌』31号に発表した。前田は国語教授研究会の発足当時の会員として、第一期台湾読本の仮名遣いの制定にも関与した人物である²⁵⁾。第一期台湾読本の使用が開始されてからの台湾での仮名遣いの使用状況を、前田は次のように見ていた²⁶⁾。

該法（筆者注：『国民読本参照仮名遣法』）の学理上はた實際上果して適當の法なるや否は暫らく別問題として、兎も角も、爾後数年間一般公学校に於てはこの法に則り、国語教授を施行し来り、既に今日にありては教師も児童もこれによりて、自己の思想を発表し、又この法によりて書きあらはされたる他人の思想をも粗ぼ了解し得るに至りたるなり。然るに顧みて他の諸学校則ち国語学校医学校若くば小学校に於ける仮名遣法は如何と云ふに、公学校に於けるものとは大に其

趣を異にするを見る、これ極めて奇妙の現象と云はざる可らず。何となれば地積広漠たる清国の如きはいざ知らず、僅かに方二千二百里を有する小豆大の土地の上に、斯くまで数様の仮名遣が、而も同時に行はれつゝあるを以てなり。否啻に奇態たる而已ならず実際に極めて不便を感じべき理なり。

上級学校では歴史的仮名遣いが用いられているため、上級学校である国語学校や医学校に進学した公学校卒業生が「多年学習せし此法に関する総べての知識を放擲して、新奇播き直しを為ざる可らず、其結果従前の教育の価値なきをかこち、遂に公学教育をば信頼するに足らざるものと誤認するに至らしむる」²⁷⁾ことを前田は危惧していた。また、上級学校の教師が表音的仮名遣いを学んだ公学校卒業生に対して「教授上事々物々少なからざる不便を感ずるや必せり、これまことに面白からざる現象」²⁸⁾であった。さらには、「其(筆者注:国語学校)師範部の生徒則ち異日公学校の教員たる人が、在学中学習したる国語上の知識と、卒業後教師として実地に応用すべき法式と、全然同じからざる者あるが為め、更に再び之れに関する方面の学習を積まざれば、成規の教授を為す能はざるが如き不都合に陥らしむる」²⁹⁾と、公学校教員養成においても仮名遣いの違いが問題となり得ることを懸念していた。このように考える前田は、以下のような提言を行う³⁰⁾。

予は敢えて並に督府の制定せる公学校の仮名遣と、其他の学校に於て行れつゝあるものとの優劣正否を判定せんと企つる者にあらず(其判定は須らく適當の方法機関に依りて為すの要ならん)冀ふ所は専ら兩者同一の方法によりて並進すべき必要あり否同一たるべき性質の者たることを言明して以て当局者の一考に供せんと欲するなり。

この前田の論説に渡部春蔵(国語学校教授)³¹⁾が反応し、同誌 32 号に「仮名遣に就きて」を寄せた。渡部は公学校の仮名遣い教育に対して疑問を呈し、「仮名遣一定の必要なかとの前田君の御説に賛成し、併して公学校に於ても『或る期間』以上は歴史的仮名遣を教授されたい」³²⁾と主張した。理由は次のとおりである³³⁾。

本島国語教育に於ても初め或る期間は発音通りの記述のみによると云ふのは適當のことでありませうが、児童は進んで本国の書を読まうと致すでありませうから、歴史的仮名遣を教ふことが必要でありませう。医学校国語学校台湾小学校等が仮名遣が一致しないどころでなく、府令庁令を初め本島にて発行する新聞紙なども少しも公学校採用と同一の仮名を用ひては居ませんから。又教育の方針として同化主義を採るべきことなどは当局者より度々示されて居りますのに、仮名遣のみ故意に特別を主張して母国の文物に向つて塹壕を造る様なことは適當でなからうかと思はれます。本島特別は同化主義に一致ませうか。

これに対し、前田は同誌 33 号で「渡邊君は歴史的仮名遣を保存する側からして、

縷々御述べになりながら、その末段に至りて頓に仮名遣一定の必要あることは予の意見に賛成であると申して居らるゝが、予は斯る的にならぬ御賛成を戴きました処で、御挨拶の仕様に当惑するばかりであります」³⁴と応じた。前田が当惑したのは、実は彼が意図したのは「国語」の仮名遣い自体を表音的仮名遣いに統一することだったからである。そのため「如何なる仮名遣の下に一定するのが最も必要であらふかと云う点迄述べて見たい」³⁵と、渡部への反論を 33 号、34 号で展開した。前田の主張は「今後の仮名遣も国家文運の必要上保存すべきものは保存し、然らざるものは改良せば何等の不都合もない」³⁶とするもので、具体的には下記のようなものである³⁷。

国語仮名遣中発音の實際に伴はざるもの、又は記載上極めて不便なるもの等或小数の仮名、例せばジをヂ、ズをヅ、イをヒ、ワをハ、エをヘ、オをヲ、ローをラウ、チャーをテフ、ショウをセウ等と云ふが如く無意義に綴らしむるものに限り、改良を加へたればとて、それが為めに古来の文学記録を放棄せざるべからざるに至るとか、或は社会の新聞雑誌が全く読めなくなるとか、文章の交通が杜絶するとか言ふ様な劇変が社会に及ぶべき因縁がない筈である、否斯の如く改良を行ふことこそ、実に我国の文運の将来に対して深く慮るものゝ、孰れも賛同する所でありまして、至極大切なことであると信するのであります。

前田の主張は実現されることなく、1913（大正 2）年から刊行された第二期台湾読本より公学校教育の仮名遣いは歴史的仮名遣いに改められることとなった。

4.2 歴史的仮名遣い使用期

第二期台湾読本から採用された歴史的仮名遣いは、台湾人児童にとっても、彼らを教える教師にとっても困難なものだった。本節では第三期台湾読本が使用されていた 1931（昭和 6）年の『台湾教育』348-353 号で交わされた議論を見ていく。

なお、1931 年にこのような議論が起こったのは、同時期の内地の仮名遣い改革との連動と捉えることができる。この時期、内地では 1924（大正 13）年に臨時国語調査会が審議決定した「仮名遣改定案」が第四期国定読本に採用されることが新聞に報道され、その賛否をめぐって激しい論争が戦わされていた。1931 年に発行された『台湾教育』には、本節で取り上げる論考の他に、内地の動きを伝える「時事 小学教科書の仮名遣が変る」（349 号）、「改正仮名遣採用促進運動」³⁸（351 号）、「時事 仮名遣ひに革命来らん」（同号）が掲載されており、台湾でも内地の動向が注目されていたことがうかがわれる。

『台湾教育』348 号に、肥後盛弘（台中州新高郡魚池公学校長）による論考「かな文字問題に就いて」が掲載された。この論考は『歴史的仮名遣』に対しては如何に譲歩して見ても、之に盲従する勇気が出ないのであります。否大勇猛心を振つて、猛烈

に大反対の氣勢を挙げ、仮名本来の特質を發揮すべく努力したいのであります」³⁹⁾との信念のもと、「公学校国語読本に現れた歴史的仮名遣と其改正案」(第三期台湾読本巻1～巻8分)と、1924(大正13)年の臨時国語調査会の「仮名遣改定案」に対する私案「国語字音仮名遣改正案」をまとめ、発表したものである。また、肥後は351号にも「再び『かな文字問題』に就いて」⁴⁰⁾を寄せている。肥後を駆り立てたのは、次のような教育現場での経験と思いからだった。

私は大正十三年度に、公学校の二年生を担当致しました。常用語を異にして居る彼等が、国語を学ぶと云ふ事は、決して楽なものではありません。真に同情に値するものがあるのであります。

或る時児童が「ハ」を黒板に大きく書いて「先生此の字は『ハ』と読むのが本当ですか、『ワ』と読むのが本当ですか、『ホ』と読むのが本当ですか」と尋ねました。「無理はない、尤もだ。此の質問を愚問だと誰が断言出来よう？」と思ひました。可哀相にこんな子供まで迷はせる、日本の国語文字の不備、不合理を痛切に感じ、一掬の涙を禁ずる事が出来なかつたのであります。

之ばかりでなく、公学校一二年の児童は拾ひ読みの時代でありまして、まだよくなって居ませんから、仮名の読み替への場合は大方迷つたり、誤つたりする事が非常に多いのであります。又読む時ばかりでなく、書く時に迷つたり誤つたりします。甚だしきに到つては、私を「ハタクシ」と書いたり、「ワラヒゴエ」を「ハイゴエ」と書いたりするのが相当に多い様であります。之等の迷ひや誤りは、仮名文字を一字一音主義に全然改正する事によつて、完全に防止し得られ、教師及児童が之に費して居た労力と時間とを節約し、之を他に向ける事を得て、国語充実及び其の他の効果は実に大なるものがあると信ずるのであります。⁴¹⁾

之を学ぶ者の心理を一番よく理解して居る者わ、学者でも政治家でも軍人でも実業家でもなく、我々初等教育者であります。又之を授くるに当つて、最も痛切に感ずる者わ、大学の教授でも、中等学校の教諭でもなく、我々初等教育者其のものであります。⁴²⁾

肥後のこの論考を受け、表音的仮名遣いを支持する論考と歴史的仮名遣いを支持する論考が350号と353号に掲載された。

表音的仮名遣いを支持するものは、今崎秀一(台北高等学校教授)の「かな文字問題(かな遣その他)」(350号)と、小川一(台東庁成広澳公学校長)の「東部台湾に於ける国語教育と仮名文字問題」(353号)である。

今崎は冒頭、肥後の論文について「大体に於て同氏の改正意見に対して反対する人は恐らくあるまいと思はれるが、私も同改正意見に大いに賛成する」⁴³⁾と述べ、「出来る丈早く、而も正しい国語に入らしめる為には、かな文字の使用法、かな遣を合理的且便利に使用し得る方法を確立しなければならない」⁴⁴⁾と主張する。具体的には次のような提案をしている⁴⁵⁾。

コレ ハ ホン デス を コレ ワ ホン デス に 改めたいものである。然しそれまでの思ひ切った改正が出来なくても、少くとも

カハ ガ アリマス は カワ ガ アリマス に改め

ハシ ノ ウヘ は ハシ ノ ウエ に改め

カハイラシイ は カワイラシイ に改め

オイハヒ は オイワイ に改める程度にまでは是非行きたいものである。

マウケ や タウブン を モオケ や トオープン に、是非改めたいものである。

さらには、「わが台湾を除くその他の殖民地の国語の教科書には、吾人がこゝに希望してゐるような、合理的な便利かな遣が既に使用されてゐる。国語を成るべく早く修得して、国語によつて表現されてゐる日本文化と日本精神とを消化しなければならぬ殖民地の新しい日本臣民に、国語を教へるためには、須く右（筆者注：上記）のような合理的な便利かな方法によらなければならないことは勿論であらう」⁴⁶⁾と述べて、上野（1930）に紹介された朝鮮⁴⁷⁾、南洋、南満州の国語読本の表音的仮名遣いによるテキストを引用し、「主語の次の『ハ』、方向を示す『へ』、目的物を示す『ヲ』が、ワ、エ、オ、に改められてゐることは、注目すべきことである。朝鮮、南洋、南満州と夫々、改正の程度は異つてゐる。南満州のものが最も進歩的で最も合理的であらう。南洋のものに於ては目的を示すヲはオに改められてゐない。〈中略〉一般的に常用する国語の教科書にこれ位の改正は望ましいものである」⁴⁸⁾と評価している。そして、「勿論、かな遣の改正といふことについては、児童の入学試験、上級学校の内地との連絡上等種々煩はしい問題があることゝ想像される。本島に於ける改正は内地に於ける改正と重大な関係があるであらう」⁴⁹⁾と仮名遣いの改正により生じる諸々の問題を認めながらも、「此のかな遣の国語の中に於ける役割の重大さを考へ、且児童に加はる無駄な負担の如何に大きいかを考へる時、切にその改正を希望せざるを得ない」⁵⁰⁾と結んでいる。

小川の論考は「今日の初等教育に於ける歴史的仮名遣の教授は機械的に暗記させるより外方法がない。従つて其の困難は教師児童を通じ想像の外にある」⁵¹⁾と批判し、「表記すべき符号を発音通り、学び易い様に変え様」⁵²⁾と主張するものである。当時、小川が勤務していたのは原住民族のアミ族の児童を収容した公学校⁵³⁾だった。日本語を母語としない児童に対して日本語を教授するには、日本人児童向けの教育にはない困難を抱えていたが、文字を持たないアミ語を母語とする児童に対する歴史的仮名遣いの教授は更に大きな問題であった。小川は次のように述べる⁵⁴⁾。

吾々は歴史的仮名遣ひに依る予備的概念によつて、今日をキヨオ、酔うをヨオと難なく読み得るが、これを新しく我国語を学ぶ外国人や、漸く片仮名を覚えた許りの公学校児童に「ケフ」「エフ」と突付けて見るがよい。その記録法と発音法に余りの扞格があるのに面喰ふことであら

う。況してや吾々が毎日教へるアミ族の子弟は未だ嘗て、文字の世界を知らない民族の子弟なのだ。〈中略〉

本島人の子弟ならば国語を知らないにしても文字に対する概念が相当発達し嘗ては相当の文化を有した民族であるだけにまだその負担は軽い。

文字なき世界に育ち簡易な原始語の間に育つたアミ族に国語を教へる蓋し難事であることは想像がつかうと思ふ。

一方、歴史的仮名遣いを支持する立場からは、豊永盛実（台北州礁溪公学校訓導）が「仮名遣改定問題に就いて」を 353 号に載せた。この論考は「西欧は音声の国、支那は文字の国、日本は言葉の国といはれる程日本の言葉はデリケートなものであり、有機的に微妙に言葉と言葉との間に如何ともすることの出来ない生命が漲つてゐる」⁵⁵⁾との言語観に立ち、「仮名遣改定案」を批判したものである。なお、豊永は字音仮名遣いについては「全く意義をなさない無駄骨折りである。そして煩雑な厄介ものである。これこそは発音式に整理統一すべきものである」⁵⁶⁾と述べ、国語仮名遣いを表音式に改めることについて反対した。

豊永は、表音的仮名遣いを採用することによって起こる弊害（文法、同音異義語の判別等が困難になる）を指摘し、「之では児童の負担を軽くするといふ該案の趣旨に恃ることになりはしないか」⁵⁷⁾と疑問を呈している。そして、教育現場での自身の経験に触れながら、次のように表音的仮名遣いを批判する⁵⁸⁾。

私はその活用の連絡を教へ、簡単な語源を示してやることがある。かうすると児童は国語学習に非常な興味を持つことになる。それは無味乾燥でないからである。言葉がその場限りでなく各方面に生きて来るからである。そして豊富な内容をもたらすからである。そこには汲めど盡きない生命が漲つてゐるからである。それを発音式一点張りで連絡も語原もなくしてしまふと、音を発するのみで、それ以外に言葉、否言霊としての豊富なる生命は現はれないのである。

さらには、「国民精神の問題」と関連付け、次のような批判を展開する⁵⁹⁾。

凡そ国語調査会がこの仮名遣改定案を建てたのは能率増進から割り出した実務的な考へからであるらしい。〈中略〉よし今一步を譲つて能率は増進するにせよ、実務的には効果が挙がるにせよ、そこには国民として国家として大きな問題が忘れられてゐはしないか。それは国民精神の問題である。（思想問題には今は触れない）吾々がモットーとしてゐる「国語を通して国民精神を涵養する」といふのは何の為めか。我が言霊の国、日本の国民精神は実に国語を離れては汲むべき術がないのである。〈中略〉今それを無惨にも歴史的血流から切り離してしまはうとしてゐる。それはこれまでの歴史を無視した、我が国として残念なことであらねばならない。実に今度の仮名遣改定案を見ると、芸術内容を欠いた技巧一点張りの絵画を見るやうで、内心さもしいものがある。

以上の議論が交わされた翌 1932 年、「仮名遣改定案」を発表した臨時国語調査会の委員であった安藤正次（台北帝国大学教授）の論考「仮名遣改定に対する認識の不足」が 354 号に掲載された。この論考は「賛否両論者共に、仮名遣の本質、改定問題の性質について、十分な智識と確実な認識とを準備して、その上に議論を立てゝもらひたい」⁶⁰との考えから、世論に現れた仮名遣改定問題に関する謬見の主要なものを指摘し、それが仮名遣についての認識の不足に基づいていることを述べたものである。例えば、国民精神との関連については、「国民性情を陶冶し、国民の伝統的精神を養ひ、進んでは古典的教養をうけさせるといふ、その重要な目的を達成するには、まづその基礎を確立させなければならぬ。現代語を疎んじて、古典的教養に何等の意義を認め得るか。現代語の訓練をよそにして、国語擁護に何等の意義があるか。国民教育の上に古典的仮名遣を強ひようとするのは、あたかも現代の少青年に奈良朝時代の服装をさせようとするのと同様である」⁶¹と皮肉る。字音仮名遣いの表音化は認めるものの、国語仮名遣いの表音化に反対する意見については、「国語の性質を知らない、一知半解の論である。国語の仮名遣においては、字音仮名遣と国語仮名遣とは不可分の関係に立つてゐる。その一を現代的とし、他を古典的としようとするのは、常人をして跛行せしめようとするに外ならない。その愚や及ぶべからずである」⁶²と厳しく批判している。そして最後に「一般の識者に向つて、特に国民教育の任にある人士に向つて、この問題に対する、一層の考慮と反省と希望するものである」⁶³と結ぶ。

その後内地では、「仮名遣改定案」の第四期国定読本への導入が見送られることとなった。第四・五期台湾読本も国定読本に倣って歴史的仮名遣いで編まれ、表音的仮名遣いは台湾読本に復活することなく日本植民地時代は終焉を迎えた。

5. おわりに

合津（2020）は台湾読本の分析に際し、国定読本を比較軸として両者の異同を「内地化」と「台湾化」という観点から分析・考察している。「内地化」とは台湾読本の独自性が消え、国定読本と共通していく現象であり、「台湾化」とは国定読本との共通性が薄れ、台湾読本としての独自性を強めていく現象を指す。以下、この観点から本稿で見えてきた台湾読本の仮名遣いについてまとめ、今後の課題を記しておきたい。

第一期台湾読本は、植民地初期の仮名遣いの模索を経て生み出された台湾独自の表音的仮名遣いである『国民読本参照仮名遣法』によって編纂された。仮名遣いの「台湾化」から始まった台湾読本であったが、第二期台湾読本からは歴史的仮名遣いが採用され、「内地化」へと舵を切ることになる。第二期台湾読本では、促音や拗音の表記法を工夫したり、漢字を使用することで仮名遣いの学習負担を軽減しようとするなどの「台湾化」がなされたが、1922（大正 11）年の「台湾教育令」の公布に伴い、第三期台湾読本からは国定読本と同一の形式へと変更された。ここにおいて、仮名遣いに

関しては「内地化」が完了したと言えるだろう。しかし、教育現場の負担は重く、台湾の教育関係者の中には仮名遣いの「台湾化」を望む者も少なくなかったことが、当時の教育雑誌に掲載された論考から明らかになった。

一方、同時期の他の植民地や占領地等で日本語が教授される場合には、表音的仮名遣いが使用されていた。日本語普及が行われた地域全体の仮名遣いを視野に入れると、1910年代から仮名遣いの「内地化」を推し進めた台湾は特異に映る。例えば、朝鮮では1942（昭和17）年に全編歴史的仮名遣いで編纂された教科書が発行されるまで、初等教育の低学年では表音的仮名遣いが使用されていた。台湾と朝鮮での仮名遣いの相違は教育制度の違い⁶⁴によると推測されるが、この問題については更に検討を進めていかねばならない。また、台湾内部の多様性にも目を向ける必要がある。歴史的仮名遣いへと転換した第二期台湾読本使用期に編纂された原住民族向けの教科書『蕃人読本』では、表音的仮名遣いが採用されている⁶⁵からである。日本語普及の対象となった地域、民族によって異なっていた仮名遣いの実態を解明していくことを今後の課題としたい。

付記：『台湾教育会雑誌』と『台湾教育』の論考の収集に際しては、信州大学附属図書館中央図書館に大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

注

* 人名及び史料中の漢字の旧字体は、引用に際して新字体に改めた。引用文中には現在では差別的な表現と判断されるものもあるが、当時の人々の意識を浮きぼりにできるようにそのまま記載した。

- 1) 台湾総督府民政部総務局学務課（1902）p.17。
- 2) 文化庁編（1980）「解説」pp.139-153を参照。
- 3) 文部省図書監修官として第四期国定読本の編纂に携わった井上越は、次のように述懐している。
「なお一つ記憶しておいて頂きたいことは、この時を以って、国語調査会以来懸案の新仮名遣いによるのではないかという意見が省内の会議において起りましたので、その政治的解決は上司の手腕に任せることとして、一応新仮名遣いによって原案を作成したことです。不幸にしてこの問題は閣議の容れるところとならなかったようで、私どもは、また歴史的仮名遣いにして編成がえをしなければならなくなりました。こうした事情から編集事業は、いたずらに遷延して、実は昭和七年に実施を予定したものが、昭和八年四月実施となったわけであります。」
井上（1984）p.38。
- 4) 文化庁編（1980）「解説」pp.140-141。なお、国立国語研究所編（1985）「解説」p.7によれば、棒引きの「一」は字音以外にも感動詞その他に用いられているという。
- 5) 文部省（1910）p.14。
- 6) 同上。文部大臣小松原英太郎も1901（明治41）年9月7日の文部省訓令第10号で「字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ学習ヲ難渋ニシ兒童ノ心神ヲ過勞セシムルカ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラサルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜従前ノ仮名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ従ヒ適当ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス」と児童の学習負担への配慮を求めている。文化庁（1980）p.67。
- 7) 文部省編（1933）「緒言」p.2。国立国語研究所編（1991）「解説」p.9によれば、巻五からは大書されている。
- 8) 文部省編（1941）p.59。

- 9) 国立国語研究所編 (1993) 「解説」 p.9。
- 10) 中田 (2003) によると、『日本語教授書』は「表音式をかなづかいの基本に定め、重母音で長音化して発音されるものは長音符を用いてそのことを明示する。ただし、文法的役割を担う助詞はその例外」(p.125)としていた。合拗音「くわ・ぐわ」・四つ仮名「ぢ・づ」については歴史的かなづかいと表音式が混在していたが、これについては「当時の日本国内でも一定の地域で発音を残しており、また台湾社会を構成する日本人の中にも二つの発音を残す人が実際にいた可能性」(p.124)を指摘している。
- 11) 台湾教育会編 (1939) p.224。
- 12) 台湾総督府民政部総務局学務課 (1902) pp.17-18。
- 13) 同上 pp.21 (助詞)、44-49 (長音) 参照。
- 14) 国定読本は海後宗臣編 (1964) 『日本教科書大系近代編』第六巻国語(3)、講談社、台湾読本は台湾教育史研究会編 (2003) 『日治時期台湾公学校与国民学校国語読本第一期 1901-1903 (明治34-36年)』南天書局 (復刻版) より引用。
- 15) 「附録 公学校用国民読本自巻一至巻八編纂趣意書」『台湾教育』136号、1913年、pp.6-7。
- 16) 「公学校仮名遣に就いて」『台湾教育』130号、1913年、p.3。
- 17) 同上 p.4。
- 18) 同上 pp.11-12。
- 19) 国府 (1931) p.216。
- 20) 同上 p.235。
- 21) 加藤 (1937) p.11。
- 22) 富田 (1998) によれば、国語教授研究会は、台湾総督府の教育政策にも影響を与えうるような強い力を持った組織だった。同会では仮名遣いについても議論しており、富田 (1998)、中田 (2003) は決議内容を検討している。
- 23) 以上、教育ジャーナリズム史研究会編 (1994) pp.265-266、又吉 (1996) pp.28-34 を参照。
- 24) 論者の所属や職位は、中央研究院台湾史研究所「台湾総督府職員録系統」<http://who.ith.sinica.edu.tw/mpView.action>により確認した (2020年12月29日閲覧)。
- 25) 前田は1896 (明治29) 年に第1回国語学校講習員として渡台後、国語学校第一附属学校教諭、大稲埕公学校長等を歴任するなど長年台湾人教育に携わった。吉野 (1927) pp.356-357 参照。
- 26) 前田 (1904) p.8。
- 27) 同上。
- 28) 同上 p.9。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 1900 (明治33) 年に国語学校教授として渡台し、図書編修職員、視学官を歴任。1911 (明治44) 年に京城高等普通学校に転任し、1917 (大正6) 年に同地で客死している (吉野 (1927) p.359 参照)。朝鮮では1942年発行の教科書が使用されるまで、渡部の主張と同様、初等教育低学年では表音、高学年では歴史的仮名遣いが採用されていた (注47参照) が、渡部の関与は不明である。
- 32) 渡部 (1904) p.9。
- 33) 同上、pp.8-9。他に、本荘 (1910) も実社会での仮名遣いとの相違を理由にあげ、上級生には漸次歴史的仮名遣いを教えることを提案した。台湾総督府初代学務部長であった伊沢修二も、公学校の表音的仮名遣いを以下のように批判した (下線は筆者による)。なお、伊沢は一部に表音的仮名遣いを採用した植民地初期の教材『日本語教授書』と『新日本語言集甲号』の編纂に関わっている。伊沢は台湾での任務を終えて内地に戻った後、1908年に臨時仮名遣調査委員会のメンバーとなったが、森林太郎らとともに表音的仮名遣いへの改定に反対している。

「これは決して台湾のみならず内地に於ても非常にむづかしい事だが九月七日 (四十一年) に兎に角文部省が省令訓令を出して多年の紛擾を解かれました (筆者注: 第一期国定読本の表音的字体仮名遣いの廃止を指す)、吾々も此の台湾に来ました時には台湾は国語の法則の無い処

で成るだけ早く覚えさせるのがよいのだから、旧来の仮名遣を簡単に学び易いものにすれば宜しいと云ふので初めはやつた、併し私がやつたのは最初は先づ易いものでやつて順次に本国に行はれてゐるものを維持して置く方針で有りましたが其の後になつて又少し極端に行たかりませぬ、手爾遠波まで所謂発音式と称するものに改め、其れが今日此の地に用ひられて居りますがこれは甚だ不都合であると存じます、領台当時ならまだしも、今日は教育が段々進んで来て遂々中等教育迄やらうと云ふ時代になり又内地の新聞を読むとか内地の文章を読むとか云ふことになつては台湾一流の仮名では用をなさぬと云ふ時でありますからどうしても、是は日本全国に行はれる処の正式の仮名に依るの外は有りますまい、仮名遣も発音の為最初の入口に簡単なものを使ふのは便利でありますけれども実は発音と仮名とは少しの関係もないといつても宜しい、発音の微妙なることは却々仮名などで現はすことは出来ませぬ、<中略>兎も角最早此処限りの一種の仮名を用ひる必要は無いと存じます」(1908年10月台湾教育会通常会での演述「台湾教育に対する今昔の感」より抜粋/吉野(1927) pp.54-55 より引用)

- 34) 前田(1905a) p.8.
- 35) 同上。
- 36) 同上 p.9.
- 37) 前田(1905b) p.11.
- 38) 東京高等師範学校、広島高等師範学校、東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校の各附属小学校職員一同により1931(昭和6)年9月付けで文政審議会総裁若槻礼次郎と文部大臣田中隆三に提出された建白書(文案)と理由書(文案)が記載されている。
- 39) 肥後(1931a) p.59.
- 40) この論考は助詞「は」が「わ」と表記されているなど、部分的に表音的仮名遣いになっている。
- 41) 肥後(1931a) p.60.
- 42) 肥後(1931b) p.36.
- 43) 今崎(1931) p.61.
- 44) 同上 pp.62-63.
- 45) 同上 p.63.
- 46) 同上。
- 47) 朝鮮では1913(大正2)年に朝鮮総督府が定めた「普通学校用仮名遣法」により初等教育用の教科書が編纂されていた。これは字音も国語も表音的仮名遣いとするものだった。1942(昭和17)年より発行された教科書は全て歴史的仮名遣いに統一されたが、それ以前は3年生までは表音的、4年生からは歴史的仮名遣いによっていた。上田(2000) pp.38-44 参照。
- 48) 同上 p.64.
- 49) 同上。
- 50) 同上。
- 51) 小川(1931) p.59.
- 52) 同上 p.61.
- 53) 原住民族向けの教育は平地の普通行政区と山地の特別行政区とで異なっていた。小川が勤務していたのは普通行政区の学校である。1931年当時使用されていた原住民族向けの「国語」教科書は『公学校用国語読本第二種』(全12巻、1930-1932年発行/1931年3月末までに巻7まで発行)である。1915-1916(大正4-5)年に発行された『蕃人読本』の仮名遣いは表音的であったが、『公学校用国語読本第二種』では歴史的仮名遣いに変更された。蔡(1989) pp.680-681に『蕃人読本』の表音的仮名遣いが一部紹介されているが、詳細は今後の研究課題である。
- 54) 同上 p.60.
- 55) 豊永(1931) p.63.
- 56) 同上 p.66.
- 57) 同上 p.63.
- 58) 同上 pp.63-64.
- 59) 同上 p.65。下線は原本では...で記されている。

- 60) 安藤 (1932) p.28。
 61) 同上 pp.26-27。
 62) 同上 p.28。
 63) 同上。
 64) 朝鮮の朝鮮人と日本人との共学制は初等・中等教育以外であり、中等教育以上を台湾人と日本人との共学制とした台湾とは異なっていた。弘谷・広川 (1973) pp.35-36、45-46 参照。
 65) 注 53 参照。

参考文献

- 安藤正次 (1932) 「仮名遣改定に対する認識の不足」『台湾教育』354号、台湾教育会
 井上起著、古田東朔編『国定教科書編集二十五年』武蔵野書院
 今崎秀一 (1931) 「かな文字問題 (かな遣その他)」『台湾教育』350号、台湾教育会
 上田崇仁 (2000) 『植民地朝鮮における言語政策と「国語」普及に関する研究』広島大学大学院博士学位論文
 上野陽一 (1930) 『教育能率ノ根本問題』賢文館
 小川一 (1931) 「東部台湾に於ける国語教育と仮名文字問題」『台湾教育』353号、台湾教育会
 加藤春城 (1937) 「公学校用国語読本 (巻一) 編纂要旨」台北第二師範附属公学校啓明会編『公学校国語読本教授書巻一』台湾子供世界社
 教育ジャーナリズム史研究会編 (1994) 『教育関係雑誌目次集成 第IV期国家と教育編』第28巻、日本図書センター
 合津美穂 (2020) 「公学校用国語教科書による台湾人の『日本人化』—教材の『内地化』と『台湾化』に着目して—」佐藤広美・岡部芳広編『日本の植民地教育を問う 植民地教科書には何が描かれていたのか』皓星社
 国府種武 (1931) 『台湾に於ける国語教育の展開』第一教育社 (1996年発行復刻版、冬至書房)
 国立国語研究所編 (1985) 『国定読本用語総覧1 第一期 [あ〜ん]』三省堂
 国立国語研究所編 (1991) 『国定読本用語総覧6 第四期 [あ〜つ]』三省堂
 国立国語研究所編 (1993) 『国定読本用語総覧8 第五期 [あ〜つ]』三省堂
 蔡茂豊 (1989) 『台湾における日本語教育の史的研究—1895年〜1945年—』東呉大学日本文化研究所
 蔡茂豊 (2007) 「小川尚義と台湾の日本語教育」台湾語言学一百周年国際學術検討会：紀念台湾語言学先駆小川尚義教授
<http://www.ntcu.edu.tw/taiwanese/ogawa100/a/tsuliau/10.%E8%94%A1%E8%8C%82%E8%B1%90.pdf> (2020.12.1 閲覧)
 富田哲 (1998) 「日本統治時代初期台湾における日本語研究—国語教授研究会および小川尚義の研究について—」『日本語教育』99号、日本語教育学会
 台湾教育会編 (1939) 『台湾教育沿革史』(1995年発行復刻版、南天書局)
 台湾総督府民政部総務局学務課 (1902) 『国民読本参照仮名遣法』
 豊永盛実 (1931) 「仮名遣改定問題に就いて」『台湾教育』353号、台湾教育会
 中澤信幸 (2014) 「小川尚義の著作に見る国語意識」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第11号
 中田敏夫 (2002a) 「台湾統治初期資料『祝祭日略義』のかなづかいについて」『静岡ことばの世界』5号、静岡県方言研究会
 中田敏夫 (2002b) 「台湾統治初期日本語教授資料におけるかなづかい」『地域語研究論集—山田達也先生喜寿記念論文集』港の人
 中田敏夫 (2003) 『台湾教科用書国民読本』の国語学的研究 吳文星ほか編著『日治時期台湾公学校と国民学校 国語読本 解説・総目次・索引』南天書局
 肥後盛弘 (1931a) 「かな文字問題に就いて」『台湾教育』348号、台湾教育会
 肥後盛弘 (1931b) 「再び『かな文字問題』に就いて」『台湾教育』351号、台湾教育会

- 弘谷多喜夫・広川淑子（1973）「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較史的研究」『北海道大学教育学部紀要』22号
- 文化庁編（1980）『国語施策沿革資料1 仮名遣い資料集（諸案集成）』文化庁
- 本荘太郎（1910）「公学校の国民読本」『台湾教育会雑誌』94号、台湾教育会
- 前田孟雄（1904）「台湾に於ける国語仮名遣法を一定するの必要なきか」『台湾教育会雑誌』31号、台湾教育会
- 前田孟雄（1905a）「再び仮名遣に就きて」『台湾教育会雑誌』33号、台湾教育会
- 前田孟雄（1905b）「再び仮名遣に就きて（承前）」『台湾教育会雑誌』34号、台湾教育会
- 又吉盛清（1996）「解説 台湾教育会雑誌—台湾教育会の活動と同化教育—」『台湾教育会雑誌 別巻』ひるぎ社
- 文部省（1910）『修正国定教科書編纂趣意書 第一篇』（中村紀久二編（2008）『復刻版 国定教科書編纂趣意書 第二巻』国書刊行会、所収）
- 文部省編（1933）『小学国語読本尋常科用編纂趣意書（一）』日本書籍株式会社
- 文部省編（1941）『ヨミカタ—教師用』文部省
- 吉野秀公（1927）『台湾教育史』台湾日日新報社（1997年発行復刻版、南天書局）
- 林美秀（2010）「小川尚義の言語研究観—表音主義と実用性重視—」『岡大國文論稿』38号、岡山大学国語国文学会
- 渡部春蔵（1904）「仮名遣に就きて」『台湾教育会雑誌』32号、台湾教育会

（ごうづ・みほ 信州大学非常勤講師）